(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項
(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
(4)～(6)　（略）
(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項
(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項
(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
(10)　（略）
ハ～ホ　（略）
ヘ　従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）
チ　（略）
四・五　（略）
（運航管理者の要件）
第七条の二の三　一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。
一　次のいずれかに該当すること。
イ・ロ　（略）
ハ　総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用する一般旅客定期航路事業者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。
ニ　（略）
二・三　（略）
（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）
第七条の四　法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～四　（略）
2　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
一・二　（略）
（旅客名簿の作成等）
第十二条　旅客名簿には、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　氏名
二　年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分

(2)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項
(3)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項
(4)～(6)　（略）
（新設）
(7)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項
（新設）
(8)　（略）
ハ～ホ　（略）
ヘ　教育及び研修に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
チ　（略）
四・五　（略）
（運航管理者の要件）
第七条の二の三　一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。
一　次のいずれかに該当すること。
イ・ロ　（略）
ハ　総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用して一般旅客定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。
ニ　（略）
二・三　（略）
（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）
第七条の四　法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～四　（略）
2　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
一・二　（略）
第十二条　削除